

論 説

会計理論における「公益」概念の復権

村瀬 儀祐

はじめに

アメリカ会計理論において近年、「公益（public interest）」概念が新しい装いをもって復権しようとしている。1980年代に支配的な会計理論となったエージェンシー理論においては、公益概念は、特定の利害関係者の私的利害を擁護するために政治的に使われるようなことがあっても、それ自体、何らかの実体的意味をもったものではないとされ、排撃の対象にされてきた。ところが近年、公益概念を会計理論の中軸的な概念として復権させようとする動きがでてきた。本稿は、公益概念をめぐる会計理論の動向を紹介し、その傾向が今日の支配的会計理論ともいえるエージェンシー会計理論の制度上の欠陥を克服せんとして形成してきたものであることを明らかにする。あわせて会計理論一般の制度的性質を明らかにしようとするものである。

1. 「公益」概念の否定

伝統的に公益の概念は、会計理論展開の前提ともいえる概念であった。すなわち会計は、公衆の利害を擁護する公正なものでなければならず、そのためにはどのような処方箋が望ましいか議論してきた。このような論調に対して真向こうから批判を投げつけたのがエージェンシー会計理論であった。そして1980年代にはエージェンシー会計理論は、会計理論の主流ともいえる座を占めるよう

になり、公益概念を基礎とした会計理論は、陰を潜めた。

エージェンシー会計理論は、会計の役割を契約過程と政治過程のもとに説明しようとする。

契約過程についてみると、企業とは、私的利害にかられた個々人の間の「契約の連なり (nexus of contracts)」であると仮定される。そこでは個々人は、自らの富が企業体の生き残りに依存しているという点で共通の利害を有するが、他方、私的利害にかられて企業の価値を減少させたり、企業存続の機会を減じるような行動をとるインセンティブをもっているとする。ある利害関係者が私的利害にかられて他の企業関係者から富を移転させようとすると、その結果、企業全体の価値の減少（エージェンシーコスト）が生じる。このような傾向を抑止するために、経営者は、投資家や債権者と契約を結ぼうとする。経営者による債権者からの富の移転を抑止しようとする債務契約や、経営者による私的利害行為を拘束しようとするボーナスプランが締結されるのはそのためである。会計数値は、これらの契約の不可欠な要素として機能し、契約の遂行をモリタリングし、契約当事者相互間の信頼を維持させる手段として機能している。したがって経営者による会計選択は、債務契約やボーナスプランの契約事項に与えるキャッシュフロー効果において説明できると主張される。

会計は、また政治過程においても重要な役割をはたしている。政治過程では、関係者は自らの効用を最大化しようと私的利害にかられた行動をとる。政治過程は、富の移転をめぐる競争である。税や規制は富の移転をもたらすために、企業経営者はシビアな対応をとる。とりわけ高い利益額が計上される場合、政治家はこれを「独占の証拠」として騒ぎ立て「危機」を作り出し、規制を強めようとする。そのために政治的に敏感な大規模企業の経営者は、政府の介入を防ぐために、報告利益をできるだけ後の期間に繰り延べて低く計上したり、報告利益の変動幅を減らそうとする。また公益企業の経営者は、規制上の効果を考慮した会計選択を行う。このように会計選択は、政治過程の影響を受ける。

以上にみたエージェンシー会計理論のもとでは、公益概念は実体的意味をもたないものとされる。エージェンシー会計理論にあっては、会計選択が利害関係者の私的利害を基礎とした契約過程と政治過程において遂行されると仮定さ

れるために、会計が公益のために遂行されるという仮定はなりたたない。エージェンシー会計理論の代表的論者であるワッツとジマーマン (Ross L. Watts and Jerold L. Zimmerman) は、公益の論理を基礎とした会計目的の設定について、いかなる理論も目的の適切さを評価する手段をもたないとして、会計目的の設定そのものを否定する。すなわち、

「経済的効率性は、経済学や会計学における目的としてよく用いられている。しかしながら目的を支持するものは一様ではない。経済的効率性は、富の代替的な分配状況をランクづけるものではなく、多分にそれは分配の『公平さ』に係わるものであろう。……不幸にも個人は、何が『公平』かということについて合意しなく、様々な富の分配について様々な選好をもっている。そしてわれわれはこれらの選好が一つのものに統合され、一貫性をもった対立のまったくないものと論じることはできない。経済的効率性をはずれて、目的の選択は個人の間での選択を意味するために、不可避的に主観的な価値判断を伴う。」⁽¹⁾

会計目的として公益概念が成り立たないとして、それではなぜ多大な努力を払って公益の論理が主張されてきたのであろうか。ワッツとジマーマンは、その理由を、政治過程において富の再分配を自らに有利にすすめようとする特定の利害者の私的利害を弁明するためである、とする。すなわち公益の概念は、私的利害に対する「釈明の需要 (demand for excuses)」⁽²⁾ から生まれたものであるとする。

「個々人は、会計政策処方箋を私的利害の擁護のために求める（例えば、電力公益産業経営者は、料金設定の手続きに採用できるような会計基準を求める）。しかし政治過程においては、富の移転をめぐる競争があり、コストのかさむ情報が特徴となっている。そこで利己的理由のために会計政策処方箋が必要であると公に表明するのでは、最適性に欠ける。最適な戦略は、その処方箋が公益にかなうもの（すなわち何らかの社会的富の概念を最大化するもの）であると論じることである。したがって求められた会計処方箋を公益にかなうものであると論じる需要が成立するのである。」⁽³⁾

エージェンシー会計理論においては、公益概念を基礎として「あるべき理想

的な会計処理」を主張せんとした理論は「規範的な (normative)」ものとして排撃され、会計実務を説明し予見する「ポジティブな (positive)」理論設定が主張される。この理論設定は、現存する会計実務を契約過程と政治過程のもとに説明することによって、その実、現存の会計実務の有効性を主張せんとする。したがって、これをみだりに規制したり、統制したりすると、逆に契約過程における会計実務の有効性を損ってしまう。このような主張が暗黙の中に展開されるのである。すなわちエージェンシー会計理論は、反規制の基本的論調をもった理論である。

2. 「公益」概念の復権の傾向

エージェンシー理論が普及するなかで、公益概念は、一時期、陰を潜めた。しかし最近になって、新しい装いをもった公益概念が主張されるようになり、再び会計理論の中軸を構成する概念として復権しようとしている。そのような理論動向を示すものとして、レブ (Baruch Lev) のものがある。

レブは、「衡平 (equity)」概念を基礎にして、「衡平志向会計政策 (equity-oriented accounting policy)」⁽⁴⁾ の設定を主張する。

レブにあって衡平とは、「機会の均等 (equality of opportunity)」⁽⁵⁾、すなわち「資産評価に適合する情報への等しいアクセス」と定義される。この概念の特徴は、結果の平等性を求めた「事後的な概念 (ex post concept)」ではなく、衡平の「事前の概念 (ex ante concept)」である点にある。機会の均等が増大すれば、結果としての平等も促進され、したがって衡平の事後的な平等を求める概念よりも、効率性のインセンティブと対立することがない。この事前ベースの衡平の概念は、資本市場と情報公開に適用される。資本市場における機会の不均衡は、投資家が異なる情報を受けとった時、すなわち情報の非対称性 (information asymmetries) が存在する時に生じる。このような非衡平の状況は、マイナスの社会的効果をもつ。伝統的な観点においては、情報を多くもたない小投資家はインサイダーのなすがままに操られ防衛力をもたないから、それを保護する必要性があり、そのために規制が必要性である、とする主

張がされてきた。しかしこのような見方は当たらない。実のところ、情報力のない投資家は、情報力のある投資家から自らの身を守る手段を数多くもっている。情報力をもたない投資家は、取引量を縮小して、長期のよくリスク分散されたポートフォリオを組むことによって自らの身を守ることができるし、また、情報非対称の状況が存在すると考えれば、取引を中止することもできる。情報力のない投資家が証券市場から引き上げるとすれば、情報力のある投資家の情報収集のペネフィットも減退し、社会全体にマイナスの効果が生まれる。したがって「情報の非対称性が増大すると、投資家数の減少と取引コストの増大、株式流動性の低下、取引量の減少を伴い、このことは取引からの社会的利潤を減じることになる。」⁽⁶⁾

このようなマイナスの社会的効果を緩和するための最も有効な手段は、規制である。

「資本市場における非平衡のマイナス効果はいかにして緩和されるであろうか。最も効果的な救済は、非平衡の主たる原因、すなわち情報力のある投資家によって保有されている情報上の有利性を除去することである。この有利性は、株式評価にあたって適切な情報の規則的でタイムリーな公開を強制する政策を制度化することによって減少せしめられる。このことは公開規制を正当なものとする。」⁽⁷⁾

レブは、公益概念を「情報対称性 (information symmetry)」の形成においてとらえ、ここに強制的な会計公開規制の正当性を見い出そうとする。このような会計公開規制の正当性の主張は、公開規制を情報力のない投資家を利他主義的に援助しようとする伝統的な仮定にもとづくものではない。「むしろ公開について提示された動機は、より経済的に優れた概念にもとづくものであり、それは非平衡の原因を取り除くことによって、情報力のない投資家によって採用される防衛手段の悪害効果を弱め、全体の富を改善するものである。」⁽⁸⁾

個々のケースでは、ある公開ルールが、他の投資家の犠牲のもとに、ある投資家を利する「純粋の富の再分配」を生み出す可能性もあるが、しかしたとえそのような再分配があったとしても、情報の非対称性から生まれる資本市場の

大きな減退は、公開規制を正当なものとする。「そのような規制は、市場を支えようとするものであり、市場崩壊の可能性は、富の再分配よりも一般に害あるものである」と主張する。⁽⁹⁾

情報非対称性を減少させようとする衡平の基準は、公開規制のオペレーションナルな基準になりうる。例えば経営者による利益予測情報の公開問題について考えてみよう。そのような予測については経営者と監査人の法律上の責任問題と経営者のモラルハザード、会社秘密との調整の問題がつきまとい、配分の効率性の観点からは、そのような情報の社会的有用性を決定することは、ほとんど不可能である。しかし衡平の観点からみると、(a) 経営者による将来の利益予測は、特定の者に非対称的に配布されており、(b) 投資決定にあたってそのような情報は超過利益を導くものとなっている点で、改めて議論する必要のないものである。情報の非対称を減少させようとする衡平の観点から、財務諸表に利益予測情報を強制的に公開させることは、十分な正当性をもつ。

また衡平志向の会計政策設定は、一般には公開されないが、アナリストや機関投資家などが秘密裏に企業内部情報を得て超過利得へと導いている情報項目を確定しようとする。超過利得へと導く情報の非対称的な配布を調査することは、理論的、経験的に可能であり、衡平志向政策設定の直接的な利点であるとして、レブは次のように結論づける。

「この衡平志向の適合性は、会計規制団体（すなわち証券取引委員会（SEC）と財務会計基準審議会（FASB）の効力を高め、会計政策論議を豊かにするその潜在的能力にある。とりわけ衡平志向情報公開規制に対して正当性を提供する。それは政策設定者に公開選択のためのオペレーションナルな『公益』規準—情報非対称性のシステムティックな減少—を提供し、そして研究者にはこの公益規準を遂行するための手立てを明らかにする。また規制効果を事後的に評価することに対する豊富な議論へと道開く。」⁽¹⁰⁾

3. 公益概念復権の理論が排撃するポイント

レブの理論に見られる公益概念の復権の傾向は、他の論者の理論にも見られ

る⁽¹¹⁾。アメリカ会計理論において、一時期、姿を潜めていた公益概念が再び会計理論の首座に据えられようとしているのである。

公益概念を復活させようとする理論には、エージェンシー会計理論に向かた共通の排撃のポイントがある。それはエージェンシー会計理論が、会計規制に正当性を与えることができないということ、すなわち「なぜ会計規制か」という間に答えきれないということである。公益概念を復活させようとする論者は、共通して、このポイントに向けてエージェンシー会計理論を攻撃する。

レブは、次のように述べている。

「最近の十数年間の広範な研究努力にもかかわらず、会計規制活動とその社会的効果に関する基本的な問題については、満足できる解答は今だ得られていない。とりわけ興味をそそるのは『なぜ規制か』という問題である。合衆国において、また程度の差はあっても他のすべての自由市場において、会社財務報告書の作成と公開に関する規定を正当化するものは何であろうか。しっかりとした正当化に欠けていることは明らかである。例えば、経営者は財務情報を自発的に公開する十分なインセンティブをもっているから、規制は屋上に屋を架けるようなものであり、また既存の規制は、社会的に望ましい目標を達成するに有効なものではない、と繰り返してなされる議論にも明かくなっている。」⁽¹²⁾

エージェンシー会計理論のように会計を規制すべきでないと主張する論調は、資本市場における衡平を高めようとするものではない。例えば、規制者は、経済的効率と衡平に関心をもたず、(a) 組織された利害グループのニーズに仕え、(b) 規制者自らの活動とパワーベースの範囲を拡大させ、(c) 公衆の批判を回避しようとするものであり、規制者の私的目的に会計規制を奉仕させている、という主張について考えてみよう。この「政治過程」の議論は、「官僚が対立する利害グループ間に富を移転させようとするものであるとみているが、これらの議論についてはいくつかの一般的有効性はあるものの、しかしすべての自由市場経済において公開規制が何故、かくまで長期にわたって継続的に存在しているのか、このことについて確信ある説明を提供していない。」⁽¹³⁾

市場に参与する利害グループは、それが権限や構造は国ごとに異なっている

が、しかしながら広範囲に統一的な公開規制が一般的となっている。さらにこれまで政府は、市民航空審議会（Civil Aeronautics Board）や連邦取引委員会（Federal Trade Commission）といった利害団体や規制者のパワーベースと大きく関係する業務領域を削減して規制解除を実行してきたが、しかしながら公開規制に限っては、明らかにこの動きに耐えてきた。エージェンシー理論にみられる「政治過程」の理論は、「時をこえ、文化の違いをこえ、経済制度と資本市場構造の違いをこえて、公開規制の一貫性について満足できる説明を明らかに提供していない。」⁽¹⁴⁾

このようにエージェンシー会計理論は、会計規制そのものの正当性を主張することができない。この点が、エージェンシー会計理論の理論上の限界ともいえよう。公益概念復権の理論は、エージェンシー会計理論の論理上の弱点に攻撃的の糾って、自らの理論の正当性を主張しようとしている。

4. なぜ公益概念の復権か

エージェンシー会計理論の普及のなかで、公益概念は会計理論のなかから消え去るかにみえた。しかし今日、新たなる装いをもって会計理論の中心的な概念として復活しようとしている。それではなぜ今日、公益概念は復活されなければならないのであろうか。この問題は、エージェンシー会計理論がもつ理論の制度的性質を検討する時、より深い理解が得られる。

エージェンシー会計理論は、それまでの会計理論が「あるべき会計処理方式とは何か」を問題にするもの、すなわち「What should be」を扱うものであったとして、そのような「規範的な」理論形成のあり方を排撃した。規範的会計理論は、「理想的な命題」をたてて、例えば取得原価主義は経済的レアリティーを反映しないとか、原価配分は恣意的にしか行いえないとか指摘して、現実の会計実務の「恣意性」、「検証不能性」、「非客観性」を強調し、これらの排除を唱えた。このような規範的会計理論は、配分と対応の論理を軸とする伝統的な取得原価主義の論理枠を打ち破ることによって、現実に進行するリース会計や年金会計、偶発損失会計などの取得原価主義の論理枠では論理化されがたい会

計実務の動きを合理化する理論的基礎を提供した。リース会計、年金会計、偶発損失会計などの会計基準は、規範的な会計理論を背後にもつことなしに、その成立は合理化されなかつたといえよう。伝統的取得原価主義の論理枠をこえて進行する会計実務の傾向は、規範的会計理論の形成によって促進せしめられたのである。しかし、現実に進行する会計実務を合理化するのに大きな制度的役割をはたした規範的会計理論も、それが、実現不可能ともいえる理想的な命題を設定するものであったがために、他面、進行する会計実務の合理化とは逆に、それらの会計実務が設定された理想命題に反するものとして排撃する論理に転化する可能性ももつ。ここに規範的会計理論の限界があった。このような規範的会計理論の欠陥を克服するものが、エージェンシー会計理論であった。

エージェンシー会計理論は、経営者による会計選択を契約過程と政治過程のもとに説明しようとする。それは既存の会計実務の有効性を、契約構造のなかで検証しようとするものである。その理論が生み出す効果は、規範的会計理論が批判してやまない会計実務を、合理的なものとして擁護することにあった。エイジェンシー会計理論においては、存在するものに対して、存在の理由説明が施されることによって、その存在が容認される、という理論構造をもつ。したがって、規範的会計理論の理想命題からすれば、「恣意的」で「非客観的」なものとして存在が否定される会計実務も、契約構造からみれば有用なものであると主張され、存在の合理性が主張される。すなわち、スターリング (Robert R. Sterling) の皮肉を込めた指摘¹⁵⁾、すなわち、自然主義者は、自然のもの、あるがままなものが良いと賛美するが、しかし自然には天然痘もある、という指摘にもあるように、既存の会計実務が契約構造のなかで有効なものであり、みだりに規制せずにあるがままにしておく方がよいとする論理によって、「悪い実務」も「良い実務」に転化してしまう。このような現実容認の論理的性質をもつことによって、エージェンシー会計理論は、規範的会計理論の欠陥を克服した。現実容認の論理を提示することによって、エージェンシー会計理論は、一定の制度的効果をはたすことができたのである。その理論が何故にかくまでアメリカにおいて普及したのかといえば、それはその理論内容の科学性によるというより、それがもつ制度上の効果によっていると理解される。

しかしエージェンシー理論には、致命的ともいえる欠陥がある。それは、変化をプロモートできないということである。現に存在する会計実務を合理化できても、その合理化は常に後ろ向きである。後ろ向きの会計実務合理化の機能は、会計理論の制度的機能として、やはり不十分なものである。しかも、エージェンシー会計理論には、不必要とされる会計規制が何故、存在しているか説明できず、会計規制そのものを正当化する能力がない。とすれば、会計規制を正当化でき、例えば先物やオプションといった金融商品取引の会計のような新しい会計実務の動向をも積極的に合理化できるような会計理論の形成が要請されるのも不思議なことではない。現代における公益概念の復活の動きは、このような要請にこたえて生まれてきたものと思われる。

おわりに

アメリカにおける会計理論の変転は、止むことがない。この変転きわまりない会計理論の動きにも、新しい理論が、それまでの理論のどの部面を排撃したのか、という点に焦点をあてて検討すると、理論の変転の陰に、会計理論がなぜ代わらなければならないのか、その制度的必要性を読み取ることができる。会計理論の歴史には、新旧の理論の継承性はない。そこには、まったく違う概念と論理をもった理論が次から次へとおき代わっていく過程が見い出される。その過程には、ある理論なり概念が発展していくような過程は見い出されない。会計理論の歴史には、発展はなく、単なるおき代わりの過程があるだけである。

このような会計理論の変遷について、古い理論から新しい理論へのおき代わりの結果、そこにいかなる制度的効果が生まれたのか検討すると、理論のおき代わりの背後に会計実務合理化の制度的要請が見い出される。現在、進行中の公益概念の復権は、まだ萌芽的な傾向にあり、その実際の制度的意味について明確な断言ができる状況にはないが、このような理論の出現によって、エージェンシー会計理論の制度的性質についての理解を一步進めることができよう。

(注)

- (1) Watts, Ross L. and jerold L. Zimmerman, *Positive Accounting Theory*, Prentice/Hall International, Inc., 1986, pp. 7~8.
- (2)(3) Ibid., p. 339.
- (4) Lev, Baruch, *Toward a Theory of Equitable and Efficient Accounting Policy*, *The Accounting Review*, January 1988, p. 3.
- (5) Ibid., p. 4.
- (6)(7)(8) Ibid., p. 9.
- (9) Ibid., p. 10.
- (10) Ibid., p. 19.
- (11) その代表的理論は次のものがある。Gaa, James C., *Methodological Foundations of Standardsetting for Corporate Financial Reporting*, Studies in Accounting Research #28, American Accounting Association, 1988.
- (12) Lev, Baruch, op. cit., p. 1.
- (13) Ibid., p. 11.
- (14) Ibid., p. 12.
- (15) Sterling, Robert L., *Accountants and Philosophers*, (unpublished paper), p. 17. スターリングは次のように述べている。
「『現にあるものが変わるべきではない』ということは, “What is もしくは What is natural is good” ということで, 『ある』ことから『あるべき』ことを得ようとしている。昔からの, しかも近年皮肉をもって変形された格言にいわれるよう, 『すべて自然のままであるものは善である: 天然痘も自然である』。」